

第30回島根県スポーツ・レクリエーション祭
開催補助金交付要領

(目的)

第1条 県民一人ひとりのスポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起し、もって県民の生涯を通じた健康増進とスポーツ・レクリエーション活動の普及・振興のために開催する種目別大会等に補助金を交付するため、必要な事項を定めるものである。

(交付の対象及び経費)

第2条 公益財団法人島根県体育協会理事長(以下「理事長」という。)は実施種目団体等からの申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

種目別大会等への補助対象経費は、次の各号のとおりとする。

- (1) 諸謝金(指導講師 5,000 円、競技役員 3,000 円、補助員 2,000 円、救護員 4,000 円とする。)
- (2) 旅費(指導講師、競技役員、救護員の旅費)
- (3) 会場使用料(大会開催に係る会場使用料)
- (4) 印刷製本費(大会プログラム、広報用チラシ、ポスター)
- (5) 用具費(競技用具、大会開催に必要な物品)
- (6) 通信運搬費(郵券、宅急便代)
- (7) 消耗品費(用紙、インクジェット、その他事務用品等)
- (8) 連絡調整費(事務担当者の電話連絡代等として 2,000 円)

(助成金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする種目団体等は補助金交付申請書に所定の書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第4条 理事長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し補助金交付の可否を決定するものとする。

審査基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 島根県スポーツ・レクリエーション祭の目的に沿ったものであること。
- (2) 参加資格や参加制限がなく、子どもから高齢者まで多世代で気軽に参加できるものであること。

(帳簿等の整備)

第5条 補助金の交付を受けた種目団体等は事業執行に伴う証憑書類等を完備し、保管しなければならない。また、必要に応じ、提出するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の通知を受けた種目団体等は当該事業が完了したときは、速やかに助成事業実績報告書ならびに収支決算報告書の書類を添えて、理事長に提出しなければならない。